

亀山市公告第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

地域農業経営基盤強化促進計画を定めた区域

城北地区、阿野田・菅内地区、天神・和賀地区、南部地区、亀山地区、中庄・下庄地区、三寺地区、川崎地区、野登地区、中の山パイロット地区、井田川地区、川合地区、白川地区、神辺地区、木崎・新所・小野地区、関南部地区、坂下地区及び加太地区